

公立大学法人敦賀市立看護大学施設整備委員会規程

平成27年3月24日

公立大学法人敦賀市立看護大学規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人敦賀市立看護大学組織及び運営に関する基本規則（平成26年公立大学法人敦賀市立看護大学規則第6号）第7条第1項の規定により、教育研究環境の整備を目的として、公立大学法人敦賀市立看護大学（以下「法人」という。）に設置する敦賀市立看護大学施設整備委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 敦賀市立看護大学（以下「大学」という。）の施設整備の基本方針、将来計画等、施設整備計画の策定に関すること。
- (2) 大学の施設及び設備の効率的な利用に関すること。
- (3) 施設整備計画に係る各委員会との連絡調整に関すること。
- (4) その他、施設整備の重要事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、法人の職員のうちから理事長が指名する委員5人以内で構成する。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は理事長が指名する委員をもって充て、副委員長は委員長が指名する委員をもって充てる。

(会議)

第5条 委員会は委員長が招集し、議長は委員長をもって充てる。

- 2 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会は、出席した委員の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(協力依頼)

第6条 委員会は、法人の関係する組織及び職員並びに関係者に協力を求めることができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、事務局総務企画課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、委員会の議を経て理事長が定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。